

第4話 キャッチオール (CA=Catch All) 規制

◆CA 規制って何だ

師匠 アブナイ物を取り締まるのがリスト規制、アブナイ者向けを取り締まるのが CA 規制だったね。どういうことか説明してごらん。

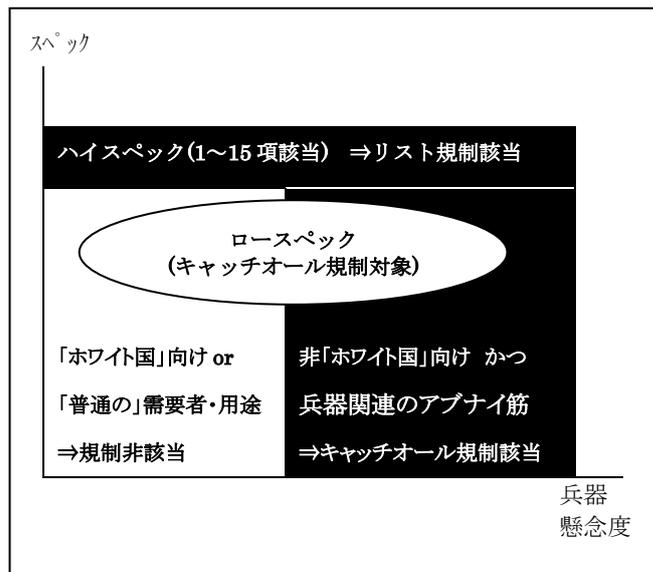
弟子 はい、アブナイ物とは、軍事転用されかねないハイスペック品のこと。「誰が持っててもアブナイ」ということで、地域・相手を問わず規制の対象となります。

一方、アブナイ者向けというのは、アブナイ素姓の奴とか、アブナイ意図での調達という意味で、両者まとめてアブナイ案件といえるかと思います。そういう案件では、たとえありふれたロースペック品でも、相手が何に使うか分からない。だからスペックを問わず、すなわち All Spec で、需要者の素姓や用途に重点おいて規制をかけるということです。

師匠 前回使った図をもう一度見てみよう。

弟子 ハイスペック(1~15 項該当)品は需要者・用途など、案件の性質に関なくリスト規制で取り締まられます。このため、残ったロースペック品だけが制度上は CA 規制の対象とされますが趣旨としては All Spec ということです。

【リスト規制と CA 規制の棲み分け】



師匠 ロースペック品でも「持つ人が持てばアブナイ」ということだね。何か適当な例はないか？

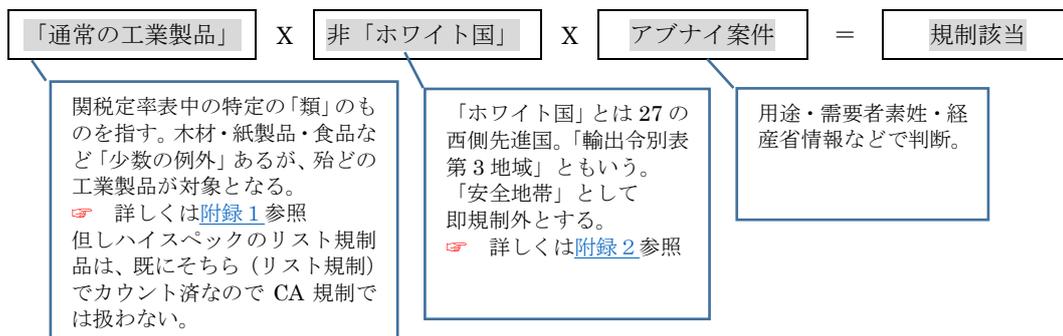
弟子 たとえばこんなのがありそうかな。

品目例	普通なら	アブナイ者だと
鋳鉄製の真空ポンプ	六フッ化ウランのような腐蝕性強いもののプラントには使わない(すぐ駄目になる)	すぐ駄目になっても買い換えればいい。「特別な使命」のためなら少しぐらいの無駄は気にしないぞ。
小口径のバルブ	大量の化学品を製造するプラントには使わない	細い配管をたくさん並べればいいじゃないか。不効率でメンテに問題あろうと「特別な使命」のためならやるぞ。

そういう人たちは、常識では考えられないような使い方をしかねないから、たとえロースペック品でも油断ならないということです。

師匠 そこでだ。早速、CA 規制の「一般公式」に話を進めよう。

【CA 規制の一般公式】



弟子 大量破壊兵器の CA 規制と、通常兵器の CA 規制とで、規制パターンは違う筈なのに「一般化」なんてできるものですか？

師匠 できる。大量破壊兵器 CA と通常兵器 CA の違いは、上の式の「アブナイ案件」の認定条件だけだから。

◆大量破壊兵器の CA 規制

師匠 「公式」における「アブナイ案件」の認定条件はこうなる。

【大量破壊兵器に関する「アブナイ案件」の認定条件（概略）】

客観要件 (輸出者自身で判断する)	モロに懸念用途との情報あり	▶ 規制該当(要許可)
	需要者素姓から見て怪しい (懸念分野への関与情報あり)	だが用途を絶対シロと言える ▶ 非該当(許可不要)
		用途シロとは言い切れない ▶ 規制該当(要許可)
インフォーム要件 (経産省が判断 = 要許可を通知)		▶ 規制該当(要許可)

この表を使って説明してみなさい。

弟子 「アブナイ案件」の認定条件は、客観要件とインフォーム要件の2つからなり、どちらかに該当した場合は要許可となります。

インフォーム要件とは、経産省から「アブナイ案件だから許可取りなさい」と通知を受けることです。もう一つの客観要件とは、輸出者自身が手元情報から「アブナイ案件」と判断することです。

客観要件は更に「用途要件」と「需要者要件」から構成されています。「用途要件」とは「本件の購入品が懸念用途（この場合は大量破壊兵器の“開発等”）に使われる」旨の情報を入手していることをいいます。上の表でいえば「モロに懸念用途との情報」というやつですね。

「需要者要件」とは、「需要者の素姓に問題情報があるから今回の案件も怪しい」という認定パターンです。「素姓に問題情報」というのは「大量破壊兵器に現在又は過去に関与」との情報があったり、経産省の「外国ユーザーリスト」に掲載されていたりすることをいいます。但し「今回の購入品が懸念用途に使われないことが明らか」であれば「今回の案件は怪しくない」ということですから許可不要となります。「懸念用途に使われないことが明らか」であるかどうかを判断する基準は、経産省から公表されていて「明らかガイドライン」と呼ばれています。その判断のことを一般に「明らかチェック」と呼びます。

師匠 君が言った「情報があったり」とはどういうこと？

弟子 通常の商談過程で入手した情報に、そういう懸念内容のがあった場合を指します。

「商談情報などで安心せず、とことん調べた上で判断せよ」までは要求されません。

用途要件については、通常の商談過程で「入手した文書等」の範囲でチェック。

需要者要件については、そうした「入手した文書等」のうち、「告示（いわゆる文書等告示）で定める」範囲でチェックです。文書等の「等」とは、文書の他、電磁記録のような目に見えない形態も含むということ。

師匠 「告示で定める」ことにより、需要者要件チェック対象の「文書等」の範囲はどれぐらい限定されるのかな？

弟子 <文書等告示>の中身をおさらいしてみましょう。次の3パターンがあります。

- 一 当該案件に関連して入手した
- 二 経産省が作成した
- 三 上記以外の入手「文書等」で、輸出者が内容を「確認」した

いわゆる「外国ユーザーリスト」は上二号指定文書に当たります。二号だけ「入手」の2文字がないのは「当局が公表した時点で、民間がそれを“入手した”と見なす」ということなのでしょうね。

師匠 では、用途要件との違いは、二号と三号だな。

まず二号。なんで用途要件関係には経産省公表資料というのがないのだと思う？

弟子 当該案件のために経産省が資料を作るなんておかしいですもん。

師匠 次、三号。「その他の“文書等”については、輸出者が“内容を確認した”ものに限る」と。では「その他の」とは例えばどういうことだ？

弟子 <補完規制通達>では、過去の取引で入手し倉庫に保管されていたものを、今回の取引に当たり「内容を確認した」ケースを挙げています。

師匠 では「内容を確認」とはどういうことだ？ 「ウラを取った」ということか？

弟子 いえ、「そういう記述があるのを確認した」ということです。

師匠 要するに「目を通した」ということだな？

弟子 はい。あ、それから「特異な言語で書かれた文書や極めて大部な文書」は「輸出者が確認すると考えられない」から「入手した文書等」には含めません。(同通達による)

師匠 では契約書にアラビア語で「実はミサイル用」とメモがあってもいいんだな？

用途要件では「内容確認」の有無に関係なく、書いてさえあれば規制対象みたいな規定ぶりだが。

弟子 まあ、いいんでしょうね。「入手した」にカウントしないんだから。契約書の落書きの場合は、その部分だけノーカウントにするんでしょう。

師匠 ではここまでのまとめだ。

規制要件	対象となる情報ソースの範囲	
用途要件	i 当該契約関係	ii その他 (入手したものならずべて)
需要者要件	i 当該契約関係	ii 経産省公表 (外国ユーザーリスト等) iii その他 (但し今回目を通したものに限り)

師匠 ところで用途要件に関して「目を通したものに限り」の限定がないのはなぜだ？

弟子 進行中の案件について入手した用途情報なら、目を通して決まってるからでしょう。逆にいえば、需要者要件(懸念活動歴)なら、過去の情報もからんでくるから目を通しきれないこともあるがそれはしかたないってことで、限定条件をつけたんじゃないですか？

師匠 さて「客観要件」については輸出者が自分でチェックするわけだが、「インフォーム要件」はどうなのか？ 経産省へチェックしてもらいに行くのかな？

弟子 いいえ、**経産省が偶々存在を知った案件のうち、問題ありと判断したものに対して**

発動するのがインフォームです。税関で「この案件大丈夫ですか？」と言われて経産省に情報が入るのが代表的パターンです。たまに、輸出者が経産省に相談に行ったら「こりゃ問題案件だ」ということでインフォームされたという例もあるんですけど。

師匠 今度はここでいう「懸念用途」とは何を指すのか説明してみなさい。

弟子 2つあります。1つは大量破壊兵器の「開発等」（開発・製造・使用・貯蔵）。

もう1つは、大量破壊兵器そのものの「開発等」ではないが、それに近接する活動です。

近接する活動のことを「別表行為」とも呼びます。名前の由来は「核兵器等開発等省令」（旧称「おそれ省令」）の別表に、これらの近接領域の活動が挙げられているからです。

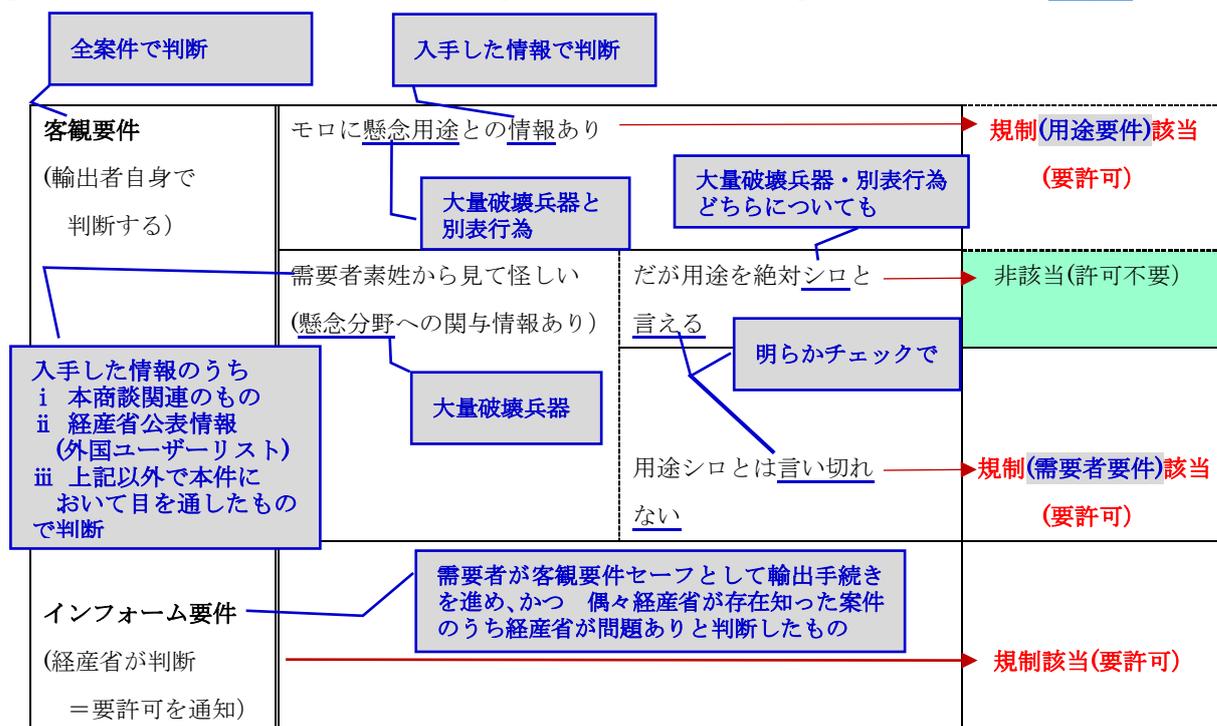
師匠 「近接する」というのは具体的にどんなことかな？

弟子 「別表行為」を見てみましょう。兵器そのものではありませんが、そのご近所分野です。

別表行為あらまし	関連する懸念分野
一 核燃料・核原料（軽水炉用除く）・核融合（核融合炉除く）の開発等	核
二 原子炉（発電用軽水炉除く）関連品の開発等	
三 重水製造	
四 核原料物質の加工	
五 核燃料の再処理	
六 国防機関（又はその委託）による ・化学兵器関連原料・農薬類	化学兵器
・微生物・毒素	生物兵器
・ロケット・無人航空機（短距離の）	ミサイル
・宇宙研究（天文学以外）	

師匠 ここまでの結果をさっきの表に書き込んでみよう。

【大量破壊兵器に関する「アブナイ案件」の認定条件（完全版）】 ④ 手続フローは[附録4](#)



弟子 あ、師匠。「明らかチェック」の解説がまだですけど。

師匠 「需要者素姓から見て怪しいが、今回の購入は用途シロと言い切れる」かどうかのチェックだ。この場合、当然、需要者からは「用途シロです」と言ってくるわけだが状況証拠からその信憑性を判断するのが「明らかチェック」だと言い換えてもいい。

弟子 法令（「核兵器等開発等省令」≡旧称「おそれ省令」）の言葉でいえば

当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき

これを師匠は「用途シロと言い切れる」と表現したわけですね。

そこで、用途情報の信憑性を「明らかガイドライン」に沿って判断する、と。

師匠 そう。ここで気を付けてほしいのは、「懸念用途以外にも用いられることが明らか」なだけではまずいということだ。たとえば軍関係の研究室といえども、毎日兵器開発ばかりやっているとは限らないだろ？ 「今日はコレ、明日はアレ」ということもある。

「今日の用途情報」だけで安心していいのか、ということ。

弟子 でも条文に従えば「懸念用途以外で使われる」即セーフでしょう？

師匠 字面だけでいえばな。しかし「明らかチェック」の対象になるのは問題児ユーザーじゃないか。

弟子 しかし師匠、条文がそうなっている以上、そこまでやらなくても適法では？

師匠 あとでそのユーザーが問題起こしたとき、それで通るかな？ マスコミはガンガン叩くぞ。「本業がXXの企業なのに、“〇〇に使いません”なんて安心情報で警戒心を眠らせた甘い審査」と。当局だってそうになったら「〇〇にも使う、という意味ではない」と言うかもしれんぞ。取引審査の問題は、後でまた議論しよう。

【明らかガイドライン】

No	チェック項目
1	輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。
2	需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。
3	当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。
4	当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。
5	当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。
6	当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。
7	当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。
8	異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。
9	通常必要とされる関連装置の要求があること。
10	輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。

【明らかガイドライン】(つづき)

No	チェック項目
11	製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。
12	輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。
13	当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
14	通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。
15	据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
16	最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。
17	外国ユーザーリスト(20140904貿易第1号)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(1.の(3)1)に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。)が一致しないこと。
18	その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がないこと。

 附録3

弟子 「ガイドライン」No.17がわかりにくいんですね。たくさん書いてあって。
「外国ユーザーリストの懸念兵器種別」とか「おそれのつよい貨物例」をどう説明しましょう？

師匠 まず「外国ユーザーリスト」がどんな体裁になっているか見てみよう。

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
14	イラン Islamic Republic of Iran	Advanced Fibres Development Co.		生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
15	イラン Islamic Republic of Iran	Advanced Information and Communication Technology Center (AICTC)		ミサイル、核 M,N

(2016年3月版より)

表中の「懸念区分」が、「明らかガイドライン」No.17でいう「関与が懸念されている大量破壊兵器の種別」を意味する。

師匠 次、「貨物例」。これは<補完規制通達>で「開発、製造若しくは使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例」として示されているもの。大量破壊兵器関連と通常兵器関連でそれぞれリストアップされている。これらは「特に慎重に」と要請されている。

弟子 「特に慎重に」って、具体的にはどういうことでしょうか？

師匠 通達は、通常兵器関連の貨物例につき「該当しない場合であっても用途・需要者の確認を」と述べている。「確認サボったが結果オーライでした」は駄目ということだろう。

弟子 どう対応すればいいんでしょうね？ 企業としては、どのみち問題情報の有無は確認するわけですけど、「特に慎重に」と言われたら、何か特別なことをやらなきゃいけない気分になるんですね。

「用途確認カード」を集めるんですか？ でも全件提出なんて要求すると、「適当に当り障りのないことを」という手抜きが横行しますよ。

師匠 国連武器禁輸国向けについては必ず提出、というところでどうかな？ 品目は限定してもしなくてもいいだろう。禁輸国向けだから営業も緊張感を以て対応すると思う。

師匠 一方、大量破壊兵器の CA 規制においては、具体的なチェック方法が示されている。「明らかチェック」を行う際の No.17 の作法がそれで、まさに今説明しているやつだ。非「ホワイト国」共通の 40 品目、シリア限定の 12 品目群（No.3 に数十品目の化学物質が含まれているので「品目群」と表現した）がある。抜粋で「貨物例」の体裁を試みよう。

No	品目	懸念される用途
30	クレーン車	ミサイル
31	密閉式の発酵槽	生物兵器
32	遠心分離器	生物兵器

師匠 仮に輸出品目が遠心分離器（「貨物例」の No.32）だとして「外国ユーザーリスト」の No.14(Advanced Fibres)向けの場合と No.15(AICTC)の場合を考えてみよう。

弟子 「貨物例」では遠心分離器の懸念用途を生物兵器としていますね。

師匠 つまり「生物兵器関連で使われかねない」品目ということだ。次、需要者だ。

弟子 「外国ユーザーリスト」で Advanced Fibres の懸念分野は、核・ミサイル・化学・生物の 4 つ。AICTC は核・ミサイルの 2 つのなっています。

師匠 Advanced Fibres の場合は、核・ミサイル・化学・生物の 4 分野、どれもやりかねないという評価であることを意味している。するとどうだね？ 「生物兵器をやりかねない組織に、生物兵器に使われかねない品目」という組み合わせは？

弟子 大変まずい組み合わせだと思います。だから「貨物例」と「ユーザーリスト」における懸念分野が重なる場合は、「ガイドライン」No.17 に抵触し、「明らかチェック」失格となるんだ。そして「用途シロとは言い切れない」から「需要者要件」により要許可というわけなんですね。

師匠 そう。これが AICTC だったらどうなる？

弟子 ここは「生物兵器について特には心配していない」という位置づけなので「生物兵器に使われかねない」遠心分離器といえども、それだけなら失格にはしないわけですね。

師匠 念のため、今の話を絵にしておこう。

【Advanced Fibres Development Co.向けの遠心分離器】

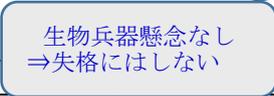
No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
14	イラン Islamic Republic of Iran	Advanced Fibres Development Co.		生物、化学、ミ サイル、核 B,C,M,N



No	品目	懸念される用途
32	遠心分離器	生物兵器

【AICTC.向けの遠心分離器】

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
15	イラン Islamic Republic of Iran	Advanced Information and Communication Technology Center (AICTC)		ミサイル、核 M,N

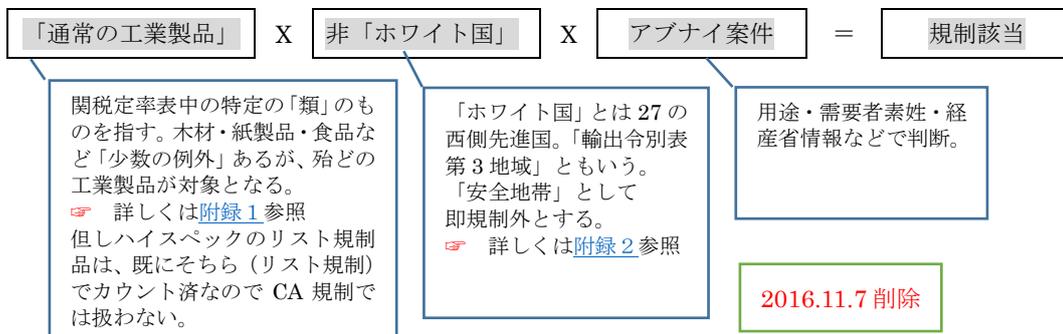


No	品目	懸念される用途
32	遠心分離器	生物兵器

◆通常兵器 CA 規制

師匠 もう一度「一般公式」に登場願おう。

【CA 規制の一般公式】



師匠 通常兵器 CA が大量破壊兵器 CA と異なるのは、「アブナイ案件」の認定条件だ。

通常兵器 CA で重要なのは、国連武器禁輸国向けとそれ以外では扱いが違うこと。

禁輸国（輸出令別表第3の2地域）；アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国（ザイール）、~~コートジボワール~~、~~エリトリア~~、イラク、レバノン、~~リビア~~、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

弟子 まあ国連指定の禁輸国だったら、ちょっと物騒な感じがしますものね。

師匠 それだけじゃないよ。そもそも通常兵器 CA は 2003 年にワッセナー協定（WA）で採択されたのをわが国でも 2008 年から法制化したものだが、発端となる WA のステートメントが国連武器禁輸国を対象と定めているんだ。（destinations subject to a binding United Nations Security Council arms embargo）

2016.7.29 削除

よって武器禁輸国と「普通の非“ホワイト国”」は別建てで条件が設定されている。

【通常兵器に関する「アブナイ案件」の認定条件（武器禁輸国）】

客観要件 (輸出者自身で判断)	モロに懸念用途との情報あり (すなわち用途要件該当)	→ 規制該当(要許可)
インフォーム要件 (経産省が判断 =要許可を通知)		→ 規制該当(要許可)

※ 需要者要件による規制はない

【通常兵器に関する「アブナイ案件」の認定条件（「普通の非“ホワイト”国）】

インフォーム要件 (経産省が判断 =要許可を通知)		→ 規制該当(要許可)
---------------------------------	--	-------------

※ 客観要件による規制はない。(用途要件も需要者要件もない)

弟子 まず武器禁輸国ですが、なんで需要者要件による規制がないんですか？

師匠 通常兵器関与歴なんて、大抵の企業にあるからだろう。君んとこもそうじゃない？

弟子 禁輸国以外はインフォームの規制のみか。じゃ、企業としては特に気にすることありませんね。

師匠 おっと、それは行き過ぎだと思うぞ。企業のリスク管理としては、もう少し考えることがあると思うよ。次はその話をしよう。

◆リスク管理としての取引審査

師匠 第1話で言ったように輸出管理は、リスク管理の一環として行うものだ。

法令さえ守っていればリスク対策 OK とは言い切れないことも、そのときに話したぞ。

弟子 具体的にはどういうことですか？

師匠 たとえば軍や兵器産業関連ユーザーならどうするか、という話だ。

法令の規制条件はクリアできていても、きなくさい案件があれば慎重に扱うんじゃないかね？ もちろん無闇に慎重を唱え、実は対応を考えていない（世間が騒いだときに付和雷同するだけ）というのはイカンぞ。

即降りののか？ それともモロに大量破壊兵器の情報がなければゴーサイン出すのか？ いやその中間路線で、ケースバイケースの判断をするのか？

弟子 でもどの程度まで許容するかは企業ごとに決めるべきことでしょうか？

師匠 だから、ここでアーセイ・コーセイとは言えないが、「常識」としての注意事項をいくつか挙げておきたい。

その1 用途情報に寄りかかるのは危険。

よほどの間抜けでもない限り「正直にミサイル用途と申告」などしないだろう。

また後日、そいつが問題起こしたときにマスコミがいう台詞は「あんな奴に売った」だ。そんなときに「いや用途情報はシロだったんですがね」は通らん。

その2 軸足は需要者素姓においた上で用途情報を見よ。

「軽い需要者」なら「薄い用途情報」もヨシとする。「重い需要者」の場合は「濃い用途情報」を。上手にバランス取って。

その3 「XXの可能性が払拭できない」式の過度の潔癖主義は中身がない。

「可能性」はどんなに厳格に審査してもゼロにはならない。（24時間監視するわけじゃないんだから） 「やりかねない奴」かどうかの見極めの方が大事。

その4 インフォームの可能性を占う効果。

法令要求レベルを超えた審査は、世間の目も配慮したレピュテーションリスク対応であると同時に、インフォームされるリスクの大小を占う効果もある。

弟子 師匠が一番強調したいのは「その2」ですかね

師匠 その通り。現地から届く用途情報はしばしば要領を得ないことがあるが、どこまで要求するか、判断の上でほしいディテールは何か、そこが難しいんだよ。

あ、それからもう一つ、とっっても大事なことがあった。

その5 許容リスクの水準判断に一貫性を持たせること。

ストライクゾーンがフラついちゃまずいだろう？（人間だから多少はやむをえないし時流の影響で動くこともあるけどね）

それに現場の営業は見ているよ。フラつく管理部門は軽蔑されるんだ。

弟子 監視しているつもりが、向こうからも見られている、か。気をつけなくちゃ！

<附録1> 関税定率表抜粋 (<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>による)

…○のものがCA規制対象品。本文では「通常の工業製品」と表現している。

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

No.	品目	CA 規制？
第1類	動物（生きているものに限る。）	—
第2類	肉及び食用のくず肉	—
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物	—
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	—
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	—

第2部 植物性生産品

No.	品目	CA 規制？
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	—
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	—
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	—
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	—
第10類	穀物	—
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	—
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	—
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	—
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	—

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

No.	品目	CA 規制？
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	—

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

No.	品目	CA 規制？
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品	—
第17類	糖類及び砂糖菓子	—
第18類	ココア及びその調製品	—
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	—
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	—
第21類	各種の調製食料品	—
第22類	飲料、アルコール及び食酢	—
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	—
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品	—

<附録1> 関税定率表抜粋（その2）

第5部 鉱物性生産品

No.	品目	CA 規制？
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	○
第26類	鉱石、スラグ及び灰	○
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	○

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

No.	品目	CA 規制？
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	○
第29類	有機化学品	○
第30類	医療用品	○
第31類	肥料	○
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	○
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	○
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	○
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素	○
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	○
第37類	写真用又は映画用の材料	○
第38類	各種の化学工業生産品	○

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

No.	品目	CA 規制？
第39類	プラスチック及びその製品	○
第40類	ゴム及びその製品	○

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバック
その他これらに類する容器並びに腸の製品

No.	品目	CA 規制？
第41類	原皮（毛皮を除く。）及び革	—
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	—
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	—

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組
物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

No.	品目	CA 規制?
第44類	木材及びその製品並びに木炭	—
第45類	コルク及びその製品	—
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	—

<附録1> 関税定率表抜粋 (その3)

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並
びにこれらの製品

No.	品目	CA 規制?
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	—
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	—
第49類	印刷した書籍、新聞 絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び 図案	—

第11部 紡織用繊維及びその製品

No.	品目	CA 規制?
第50類	絹及び絹織物	—
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	—
第52類	綿及び綿織物	—
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	—
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維 製品	○
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	○
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれ らの製品	○
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	○
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	○
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維 製品	○
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物	—
第61類	衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	—
第62類	衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	—
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	○

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽
毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

No.	品目	CA 規制?
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	—
第65類	帽子及びその部分品	—
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	—
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	—

<附録1> 関税定率表抜粋(その4)

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

No.	品目	CA 規制?
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	○
第69類	陶磁製品	○
第70類	ガラス及びその製品	○

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

No.	品目	CA 規制?
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	○

第15部 卑金属及びその製品

No.	品目	CA 規制?
第72類	鉄鋼	○
第73類	鉄鋼製品	○
第74類	銅及びその製品	○
第75類	ニッケル及びその製品	○
第76類	アルミニウム及びその製品	○
第77類	(欠番)	○
第78類	鉛及びその製品	○
第79類	亜鉛及びその製品	○
第80類	すず及びその製品	○
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	○
第82類	卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	○
第83類	各種の卑金属製品	○

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品

No.	品目	CA 規制?
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	○
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	○

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

No.	品目	CA 規制?
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	○
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	○
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	○
第89類	船舶及び浮き構造物	○

<附録1> 関税定率表抜粋(その5)

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

No.	品目	CA 規制?
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	○
第91類	時計及びその部分品	○
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品	○

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

No.	品目	CA 規制?
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	○

第20部 雑品

No.	品目	CA 規制?
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	—
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	○
第96類	雑品	—

第21部 美術品、収集品及びこっとう

No.	品目	CA 規制?
第97類	美術品、収集品及びこっとう	—

<附録2> 「ホワイト国」(輸出令別表第3地域)

「ホワイト国」とは「比較的安全な地域」として定められた下記27カ国で

キャッチオール規制の対象外:

- 米州 ; アルゼンチン、カナダ、米国
- 欧州 ; オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、伊、ルクセンブルク、蘭、ノルウェー、ポーランド、葡、西、スウェーデン、スイス
- 英
- アジア ; 韓国
- 太平洋 ; 豪州、ニュージーランド

弟子 この27カ国が選ばれた基準は何ですか?

師匠 4大国際レジーム(NSG/核、AG/生物化学兵器、MTCR/ミサイル、WA/通常兵器)全部に加入していて、かつCA規制をやっていることが基準とされている。

弟子 その条件を満足しているとどうして「比較的安全」と言えるのですか?

師匠 国際レジーム加入ということは、その国がリスト規制をちゃんとやっていることに通ずる。更にCA規制もやっているとすれば、その国に入れた品目がヘンなところに再輸出される心配が小さいことを意味するわけだ。

弟子 でも師匠、再輸出もさりながら、その国自身がヘンなことをやる心配はないのですか?

師匠 君が言うのは某国のことだな。たしかに武器輸出で悪名を馳せている某国ではあるが、我々が最も心を痛めているのは、某国自身が核やミサイルにのめり込んでいることだ。仮に連中が国際レジームに入って、かつ武器輸出をやめ、CA規制をお始めになったとしても、「ホワイト国」に認定されることはないだろう。

その意味では「ホワイト国」の認定、いくぶんなまぐさい面もあるわけだが、それをおもてに出さないのが大人の関係ってやつじゃないかね。4大レジームとCA規制は、一応の必要条件と考えてくれればいい。

<附録3> 「おそれのつよい貨物例」

…<補完規制通達>で「開発、製造若しくは使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例」として示されているもの。大量破壊兵器関連と通常兵器関連でそれぞれリストアップされている。これらは「特に慎重に」と要請されている。

① 大量破壊兵器CAにおいて、全非「ホワイト国」向けで注意を求められているもの

「全ホワイト国」としていたのを訂正

品目	懸念用途
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径 75 ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

<附録3> 「おそれのつよい貨物例」(その2)

② 大量破壊兵器CAにおいて、シリア向けで(前頁①に加えて)注意を求められているもの

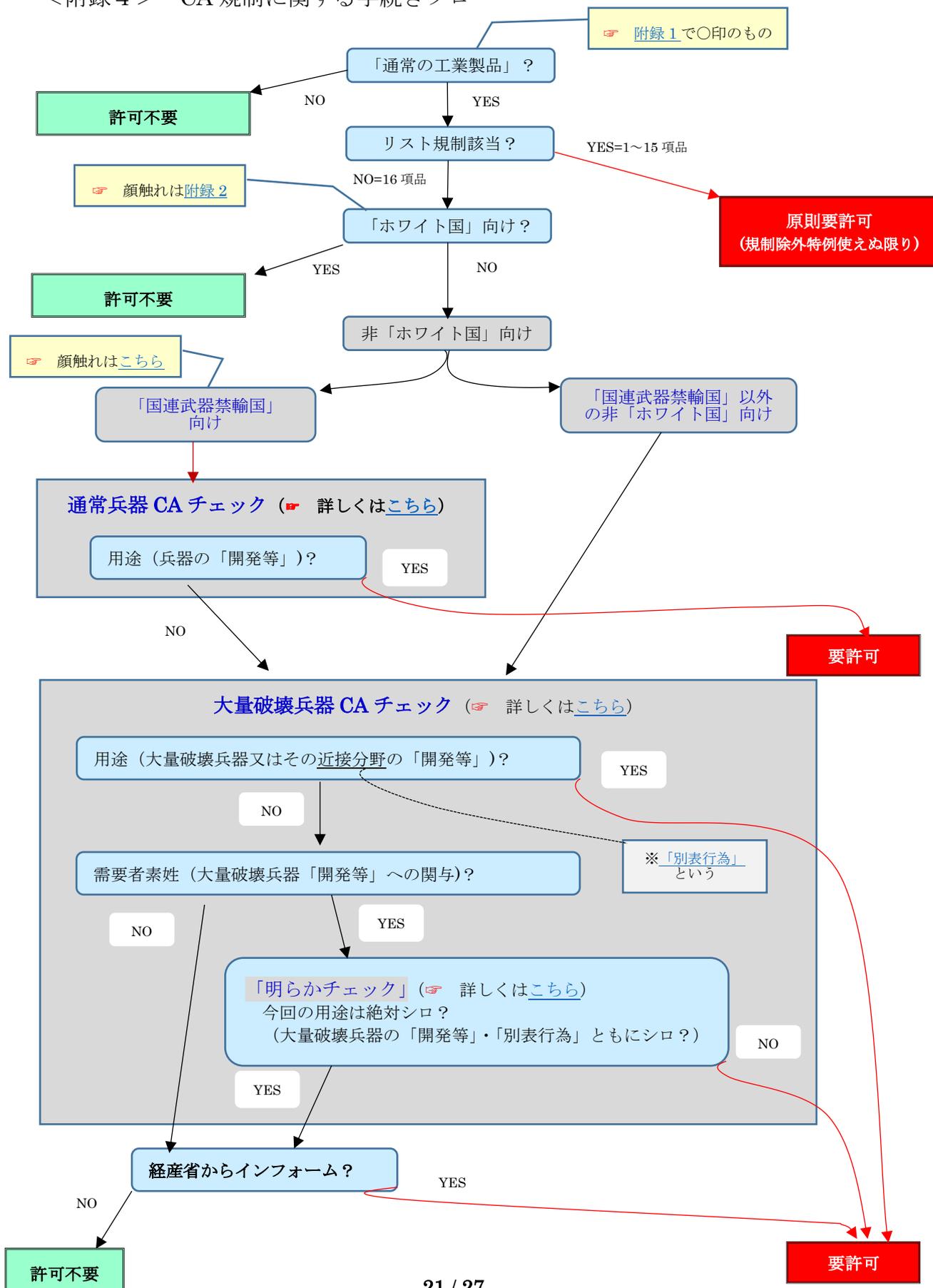
品目	懸念用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、 ジクロロメタン(75-09-2)、 N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、 臭化イソプロピル(75-26-3)、 イソプロピルエーテル(108-20-3)、 モノイソプロピルアミン(75-31-0)、 臭化カリウム(7758-02-3)、 ピリジン(110-86-1)、 臭化ナトリウム(7647-15-6)、 ナトリウム金属(7440-23-5)、 トリブチルアミン(102-82-9)、 トリエチルアミン(121-44-8)、 トリメチルアミン(75-50-3)	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	化学兵器
5. ブチリルコリンエステラーゼ、 臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、 塩化オビドキシム(114-90-9)	化学兵器
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	生物兵器
7. バッチ式遠心分離器	生物兵器
8. 発酵槽	生物兵器
9. 反応器、 かくはん機、 熱交換器、 凝縮器、 ポンプ(11.を除く。)、 弁、 貯蔵容器、 蒸留塔、 吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、 HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器

<附録3> 「おそれのつよい貨物例」(その3)

③ 通常兵器 CA において、国連武器禁輸国向けに注意を求められているもの

品目	懸念用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	通常兵器
3. 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	通常兵器
4. 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	通常兵器
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	通常兵器
6. 軸受又はその部分品	通常兵器
7. 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)	通常兵器
8. 二次セル	通常兵器
9. 波形記憶装置	通常兵器
10. 電子部品実装ロボット	通常兵器
11. 電子計算機又はその部分品	通常兵器
12. 伝送通信装置又はその部分品	通常兵器
13. フェーズドアレーアンテナ	通常兵器
14. 通信妨害装置又はその部分品	通常兵器
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	通常兵器
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	通常兵器
17. センサー用の光ファイバー	通常兵器
18. レーザー発振器又はその部分品	通常兵器
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	通常兵器
21. レーダー又はその部分品	通常兵器
22. 加速度計又はその部分品	通常兵器
23. ジャイロスコープ又はその部分品	通常兵器
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	通常兵器
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	通常兵器
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	通常兵器
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	通常兵器
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	通常兵器
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	通常兵器
30. ロケット推進装置又はその部分品	通常兵器
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	通常兵器
32. 航空機又はその部分品	通常兵器
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	通常兵器
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	通常兵器

<附録4> CA規制に関する手続きフロー



<附録5> 関係法令条文

◆貨物の場合

法48条1項は、安全保障上の理由による大臣許可制度の根拠規定(政令=輸出令に則って許可取得すべきことを定めている)

輸出令1条1項
 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

「ホワイト国」のこと

輸出令別表第1の16項
 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物（1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。）

全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）

※ よって16項品の非「ホワイト国」向けは、「原則として要許可」となる。
 但し4条1項三号により、国連武器禁輸国は細目イ～ニ、それ以外の地域は細目イロニに抵触しなければ「法48条1項の規定（要許可という）」を適用しない（許可取得を免除する）。言い換えると
 国連武器禁輸国は細目イ～ニ、それ以外の地域は細目イロニのどれかに抵触した場合は「許可取得を免除するのをやめる=やっぱり要許可とする」ということ。
 このため一般にイ～ニを規制要件として扱う。

輸出令4条1項 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 （中略）
 三号 別表第一の一六の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。
 イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。（註 この省令を「核兵器等開発等省令」（旧称「おそれ省令」と呼ぶ）
 ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。（註 この「通知」をインフォームと呼ぶ）
 ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。（註 この省令を「通常兵器開発等省令」と呼ぶ）
 ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

大量破壊兵器の場合の規制要件

通常兵器の場合の規制要件

国連武器禁輸国

客観要件

inform 要件

客観要件

inform 要件

客観要件に関する省令の定めは次頁で。
 また、国連武器禁輸国とそれ以外についてややこしいところもあるが、末尾の表で要約した。

<附録5> 関係法令条文 (その2)

貨物の場合

「核兵器等開発等省令」(旧称「おそれ省令」)

輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) 第四条第一項第三号 **イ**の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

(大意 大量破壊兵器 CA 規制の客観要件は次の通り)

- 一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録 (中略) において、**当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの (以下本則において「核兵器等」という。) の開発、製造、使用若しくは貯蔵 (以下「開発等」という。) 若しくは別表に掲げる行為のために用いられる**こととなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人 (以下「輸入者等」という。) から連絡を受けたとき。

註 要するに用途が「大量破壊兵器の開発等」or「別表行為=大量破壊兵器に近接する行為」と「文書等」により判明している場合のこと

- 二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の**需要者が核兵器等の開発等を行う**旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき (当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。)

註 要するに需要者が「大量破壊兵器の開発等」に現在関与していることが、「文書等」のうち告示で定めるものにより判明している場合のこと。但し「明らかチェック」で用途シロと言い切れるケースを除く。

- 三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の**需要者が核兵器等の開発等を行った**旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき (当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。)

註 要するに需要者が「大量破壊兵器の開発等」に以前関与していたことが、「文書等」のうち告示で定めるものにより判明している場合のこと) 但し「明らかチェック」で用途シロと言い切れるケースを除く。

「通常兵器開発等省令」

通常兵器

輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) 第四条第一項第三号 **ハ**に規定する輸出貨物が同令 **別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物** (中略) の開発、製造又は使用 (以下単に「開発等」という。) のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録 (中略) において、当該輸出貨物が**同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられる**こととなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人 (以下「輸入者等」という。) から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

註 要するに用途が「通常兵器の開発等」と「文書等」により判明している場合のこと

大量破壊兵器の場合の用途要件

大量破壊兵器の場合の需要者要件

通常兵器の場合の用途要件

<附録5> 関係法令条文 (その3)

◆技術の場合

外為令17条1項

法第25条第1項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第18条の2第1項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

「ホワイト国」

外為令別表の16項

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。）

全地域（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）

※ よって16項技術の非「ホワイト国」向けは、「原則として要許可」となる。但し貿易外省令9条2項七号により、国連武器禁輸国は細目イ～ニ、それ以外の地域は細目イロニに抵触しなければ「法25条1項の規定（要許可という）」を適用しない（許可取得を免除する）。言い換えると国連武器禁輸国は細目イ～ニ、それ以外の地域は細目イロニのどれかに抵触した場合は「許可取得を免除するのをやめる＝やっぱり要許可とする」ということ。このため一般にイ～ニを規制要件として扱う。

貿易外省令9条2項

令第17条第5項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。（中略）

七 前号に掲げるもののほか、令別表の16の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、（中略）次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示（註 次頁の「核兵器等開発等告示（旧称 おそれ告示）」）で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令 別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示（註 「通常兵器等開発等告示」）で定めるとき。

ニ その技術が輸出令 別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

国連武器禁輸国

客観要件

inform 要件

客観要件

inform 要件

大量破壊兵器の場合の規制要件

通常兵器の場合の規制要件

<附録5> 関係法令条文 (その4)

技術の場合

核兵器等開発等告示 (旧称 おそれ告示)

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

- 一 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録(中略)において、**当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機**であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの(以下本則において「核兵器等」という。)の**開発、製造、使用若しくは貯蔵(以下「開発等」という。)**若しくは**輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(以下「相手方等」という。)から連絡を受けたとき。**

註 要するに用途が「大量破壊兵器の開発等」or「別表行為=大量破壊兵器に近接する行為」と「文書等」により判明している場合のこと

- 二 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が**核兵器等の開発等を行う**旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたとき(当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきを除く。)

註 要するに需要者が「大量破壊兵器の開発等」に現在関与していることが、「文書等」のうち告示で定めるものにより判明している場合のこと。但し「明らかチェック」で用途シロと言いつけるケースを除く。

- 三 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が**核兵器等の開発等を行った**旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき(当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきを除く。)

註 要するに需要者が「大量破壊兵器の開発等」に以前関与していたことが、「文書等」のうち告示で定めるものにより判明している場合のこと) 但し「明らかチェック」で用途シロと

大量破壊兵器の場合の用途要件

大量破壊兵器の場合の需要者要件

<附録5> 関係法令条文 (その5)

技術の場合

核兵器等開発等告示 (旧称 おそれ告示)」 (つづき)

言い切れるケースを除く。

別表

- 一 その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等
- 二 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等
- 三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等

「通常兵器開発等告示」

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第2項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が**同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる**旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

註 要するに用途が「通常兵器の開発等」と「文書等」により判明している場合のこと

<附録5> 関係法令条文 (その6)

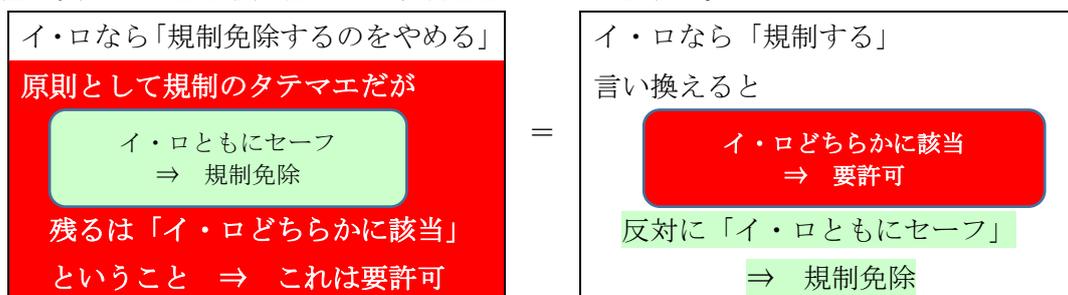
<要約…貨物/技術共通>

非「ホワイト国」		「ホワイト国」
国連武器禁輸国	禁輸国以外	CA 規制対象外
次の条件に該当なら要許可	次の条件に該当なら要許可	
イ 大量破壊兵器の用途要件 需要者要件	同左	
ロ 大量破壊兵器の inform 要件	同左	
ハ 通常兵器の用途要件	—	
ニ 通常兵器の inform 要件	同左	

<参考> 「規制免除するのをやめる」 = 「規制する」 のイメージ図

弟子 理屈としては分かるんですけど、今一つピンとこないんです。

師匠 貨物の大量破壊兵器の CA 規制を絵にしてみようか。



その結果、しばしばイ・ロを「大量破壊兵器CAの規制要件」と読んだりする。

(2017.5.1)